「サービスの価値の向上」の一部を定量化した VFMの応用について

1. 第2回WGで示した定量化について

・PFIの先行事例(527 事業)のうち、総合評価の結果、技術的な追加提案の内容により価格差を逆転した事例(必要なデータが公表されている98事業)に着目し、その価格差をサービスの価値の向上の一部と解釈して試算。その結果、これまでのVFMの約32%(98事業の平均)相当が間接的に定量化された(第2回WGにおいて報告)。

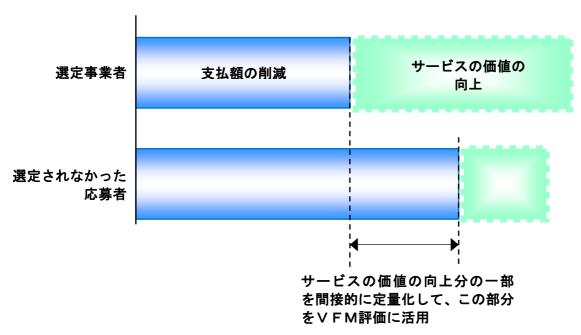


表3-5-1 逆転事例(98件)の分析結果

①予定価格の合計	②落札者の価格の合計	③最低応札価格の合計
11,288 億円	9,548 億円	8,995 億円

④これまでのVFM	⑤間接的に定量化した	⑥間接的に定量化した
(①-②)	VFM(②一③)	VFMの割合(⑤/④)
1,740 億円	553 億円	32%

[※]予定価格がPSCとは限らないことから、厳密には、④と公表VFMは異なる場合もある。

・前述の事例(98事業)について、事業規模、総合評価の配点などの項目毎に類型化した場合の当該VFMは、次のとおり。

■事業規模(予定価格)

	件数	①予定価格の合計	②落札者価格の合計	③最低応札価格の合計
50億円未満	34	989億円	853億円	802億円
50億円以上、100億円未満	39	2,790億円	2,353億円	2,186億円
100億円以上	25	7,509億円	6,341億円	6,007億円

	件数	④これまでのVFM (①−②)	⑤間接的に定量化した VFM(②一③)	⑥間接的に定量化した VFMの割合(⑤/④)
50億円未満	34	136億円	51億円	37.53%
50億円以上、100億円未満	39	436億円	167億円	38.32%
100億円以上	25	1,168億円	334億円	28.63%

■総合評価における内容点の配点割合

	件数	①予定価格の合計	②落札者価格の合計	③最低応札価格の合計
50%未満	16	1,430億円	1,117億円	1,045億円
50%以上、70%未満	47	4,658億円	3,827億円	3,540億円
70%以上	35	5,200億円	4,604億円	4,411億円

	件数	④これまでのVFM (①-②)	⑤間接的に定量化した VFM(②一③)	⑥間接的に定量化した VFMの割合(⑤/④)
50%未満	16	313億円	72億円	22.89%
50%以上、70%未満	47	831億円	287億円	34.55%
70%以上	35	596億円	194億円	32.51%

■事業方式

FA/14					
	件数	①予定価格の合計	②落札者価格の合計	③最低応札価格の合計	
BTO方式	78	8,748億円	7,605億円	7,189億円	
BOT方式	10	1,148億円	850億円	810億円	
BT方式(3件)·RO方式(3件)· DBO方式(3件)·DBM方式(1件)	10	1,392億円	1,094億円	995億円	

	件数	④これまでのVFM (①-②)	⑤間接的に定量化した VFM(②-③)	⑥間接的に定量化した VFMの割合(⑤/④)
BTO方式	78	1,143億円	415億円	36.31%
BOT方式	10	299億円	39億円	13.12%
BT方式(3件)·RO方式(3件)· DBO方式(3件)·DBM方式(1件)	10	298億円	98億円	32.94%

■事業主体

—	件数	①予定価格の合計	②落札者価格の合計	③最低応札価格の合計
国	7	466億円	397億円	371億円
地方自治体	91	10,822億円	9,151億円	8,625億円

	件数	④これまでのVFM(①-②)	⑤間接的に定量化した VFM(②-③)	⑥間接的に定量化した VFMの割合(⑤/④)
玉	7	69億円	26億円	37.97%
地方自治体	91	1,671億円	526億円	31.49%

■維持管理・運営業務の事業費に占める軽重

	件数	①予定価格の合計	②落札者価格の合計	③最低応札価格の合計
重い	49	8,204億円	7,059億円	6,675億円
軽い(維持管理業務のみ、又は運営業務が僅少の場合)	49	3,084億円	2,489億円	2,321億円

	件数	④これまでのVFM (①−②)	5間接的に定量化した VFM(②-③)	⑥間接的に定量化した VFMの割合(⑤/④)
重い	49	1,145億円	384億円	33.56%
軽い(維持管理業務のみ、又は運営業務が僅少の場合)	49	595億円	168億円	28.27%

2. サービスの価値の向上に関する提案の定量化

一般に事業を実施する際には、費用を上回る便益が見込まれることが前提となる(図3-5-1)。

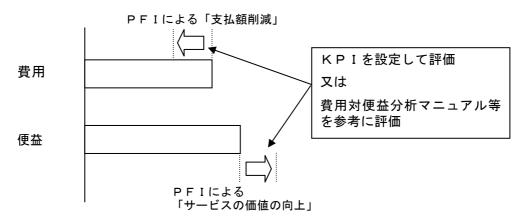


図3-5-1 PFIにおける「支払額削減」と 「サービスの価値の向上」の関係

- ・また、PFI事業による「支払額削減」は費用の減少分として、「サービスの価値の向上」は便益の増加分として表され、VFMは両者の和であると考えられる。
- ・「サービスの価値の向上」については、事業目的の達成度を計測 するためのKPI(Key Performance Indicator)を設定して評価 することが考えられる。
- ・例えば、静岡県立美術館の自己評価システムでは、自己評価の 指標として次頁に示す評価指標が設定されている。この考え方 を参考として、追加提案の内容がどういった便益の増加分に該 当するかを特定するための指標として、KPIを活用すること も考えられる。

表3-5-2 自己評価システムの例

自己評価システムの体系

庙 命

(平成23年度~平成25年度)

静岡県立美術館は、創造的で多様性に富んだ社会を実現していくために存在します。 そのためにコレクションを基盤として人々が美術と出会い新たな価値を見出す体験の場をより多く提供するとともに、地域を パートナーと考える経営を行い、日本の新しい公立美術館となります。

運営基本方針		重点目標			評価指標		
				Ī	1	展覧会の来館者数	
	人々の感性を豊かに し、生活に新たな感動を もたらすような展覧会を 開催します	1	新たな視点や工夫に基づく企画展	Ī	2	自主企画・企画参加型の展覧会の回数	
				Ī	3	作品やテーマに興味を持った人の割合	
			を積極的に開催します	Ī	4	展覧会における新規来館者の割合	
				Ī	5	展覧会に対する外部評価 【定性】	
		2		Ī	6	調査研究の発表回数	
A			他の美術館・大学との連携を進		7	内部セミナー・研究会・研修の回数	
^			め、企画力を強化します		8	他の美術館や大学と連携した取組件数	
					9	調査研究に関する外部評価【定性】	
		3	特徴あるコレクションを形成し、効 果的に活用します		10	収蔵品展の観覧者数	
				L	11	収蔵品の公開件数	
					12	作品購入件数・価格	
					13	作品寄贈件数・価格	
					14	公開・貸し出した展覧会における学芸員のレポート【定性】	
В		1	質の高い芸術教育と普及のプログ ラムを開発します		15	学校教育と連携した取組数	
	地域や学校教育との連 携を深め、質の高い芸 術教育と普及活動を展 開します				16	鑑賞系プログラム数	
					17	コレクションを活用したプログラム数	
					18	普及・教育プログラムに関する美術館職員のレポート【定性】	
		2	講座・講演会・シンポジウム・演奏		19	講演会等の開催件数	
			会等を充実します		20	学芸員のフロアレクチャー等の数	
		3	地域住民、企業、NPO 等と連携し		21	地域住民等と連携した取組数	
			た美術館活動を充実します		22	館内空間を生かした催事の件数・参加者数	
					23	地域機関、住民等と連携した取組に関する職員レポート【定性】	
	さらに積極的な広報を 工夫し、美術館活動の 情報発信に努めます	1	広報戦略を策定し、広報の質を高 めます		24	美術館に関する情報が「入手しやすい」とする人の割合	
				ļ	25	ホームページのアクセス件数	
					26	ホームページの満足度	
			観光業界などとの連携や新たな広		27	観光業界や他のイベントとの広報連携の取組数	
С		2	報チャンネルの開拓に取り組みま す		28	広報手法における新たな取組状況に関しての美術館職員の レポート【定性】	
		3	ロダン館の認知度を高め、来館者 を増やします		29	ロダン館の入館者数	
	常に施設の改善に努 め、美術館の快適度を 高めていきます	1	館内施設を充実させ、満足度を高 めます		30	美術館利用者数	
					31	鑑賞環境に対する満足度	
					32	レストラン・カフェに対する満足度	
D			~ on 7		33	ミュージアムショップに対する満足度	
			周辺環境やアクセスの利便を向上		34	女教後のマカルマ海口藤	
		2				来館者のアクセス満足度	
			させます				

(出典:平成24年度静岡県立美術館自己評価報告書(一次評価) (平成25年3月、静岡県立美術館))

- ・一方、KPIの設定が困難な場合等においては、過度な負担を もたらさぬよう、各省庁で策定・公表している公共事業に関す る評価実施要領、費用対便益分析マニュアル等に示された便益 の計測方法を参考として活用することが考えられる。
- ・なお、これらの評価実施要領等は、当該事業の必要性(with /without の比較)を評価することを企図するものであるが、サービスの価値の向上分を定量化する場合においても有効となる原単位や、定量化に際しての考え方が示されている。
- ・例えば、下水道整備を対象としたPFI事業において、 CO_2 の排出抑制を期待できる追加的提案に対しては、 CO_2 の貨幣価値原単位(10,600 円/t-C もしくは 2,890 円/t- CO_2) ¹を評価の参考にすること等が考えられる。

5

^{1 (}社)日本下水道協会「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)(追補版)(平成 20 年 4 月)」)